横浜市金沢区長 國原 章弘 様

横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 委員長 江頭 幸代

横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会の選定結果について(報告)

標記結果について、平成24年3月22日金地振第1582号「横浜市晴嵐かなざわ指 定管理者選定委員会運営要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市晴嵐かなざわ 指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

1 経緯

老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市晴嵐 かなざわ指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、応募者から提出され た応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長 江頭 幸代 (関東学院大学 経済学部経営学科 准教授) 委員 青木 伸一 (金沢区民生委員児童委員協議会会長)

佐野 ちあき (税理士)

鈴木 芳次 (金沢区シニアクラブ連合会 会計部長) 長谷川 典代 (金沢区保健活動推進員会 副会長)

3 指定候補者 選定の経過

角足快桶有 选足切栏炮	
経過項目	日程
◆第1回選定委員会(傍聴人なし)	平成 27 年 5 月 11 日 (月)
1 委員長の選出について	
2 委員会の公開について	
3 公募要項について	
4 選定スケジュールについて	
5 評価基準項目について	
公募書類の配布 (ホームページにて公表)	平成 27 年 5 月 19 日 (火)
	~7月14日(火)
現地見学会兼公募説明会	平成27年6月5日(月)
※申込は、6月4日(木)正午まで	
(申込1団体、1名)	
公募に関する質問受付(1団体、2問)	平成27年6月5日(金)
	~6月12日(金)
公募に関する質問回答	平成 27 年 6 月 23 日 (火)
応募書類の提出(1団体)	平成 27 年 7 月 13 日 (月)
	~14 日 (火)
◆第2回選定委員会	平成 27 年 8 月 17 日 (月)
1 公開プレゼンテーション (傍聴人なし)	
2 審査	

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわ指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション(発表及び質疑) を行いました。

なお、評価は、各委員が85点満点で採点した上で、合計点を取って委員会としての点数

としました。また、前期指定管理業務の実績評価として、各委員が加減5点をもって評価 に加える事ができることとしました。

	項 目	審査の視点	配点
1 運営	ビジョン		5
基本理(由)	念の理解(応募理	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針(取組)が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	5
2 団体の	の状況		10
(1) 団 針等	体の理念・基本方	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財	務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営ができる基盤はあるか。	5
3 職員	配置・育成		10
(1) 所 保等	「長及び職員の確 :	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職	員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設(の管理運営		20
持保	記及び設備の維全及び管理・小破への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検など)計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
時 (故防止体制・緊急 防犯)の対応及び に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
	用者のニーズ・要 苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
公開 への 業優	人情報保護・情報 、人権尊重、環境 配慮、市内中小企 先発注など、本市 で要施策を踏まえ 組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ヨコハマ3R 夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
5 事業の	の企画・実施(老)	人福祉センターの基本的な機能について)	20
(1)事	業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援するの場の提供や、各種相談、並びに 教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。また、 高齢者の健康づくりや介護予防の推進に積極的であり、具体的 な取組が提案されているか。	15
(2) 施	設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 (高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。)利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5

6	市・区の行事等への協力	t	10
	(1) 区の高齢者向け行	区が実施する高齢者向け行事に対し、積極的に協力・参加する	5
	事への協力・参加	具体的な取組が提案されているか。	3
	(2) 区のその他行事へ	区が実施するその他行事に対し、積極的に協力・参加する具体	5
	の協力・参加	的な取組が提案されているか。	5
7	収支計画及び指定管理料		10
	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定	5
		管理料となっているか。	5
	(2) 施設の課題等に応	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特	5
	じた費用配分	性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
8	前期指定管理業務の実績	責	± 5
	前期指定管理業務の実	前期指定管理期間における老人福祉センター事業の実績が優れ	
	績	ているか。	± 5
Δ ≥1.			85 点
	合 計		± 5

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のない ことを確認しました。

【公募要項11ページ 5 公募及び選定に関する事項(5)応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。(以下「団体」という)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである こと
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること
 - ※ 本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿(様式6)」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること (仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)
- ケ 応募者の失格
 - 応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。
 - ①オ~クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体(1団体)

(1) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

8 得点

選定の評価基準	配点	指定候補者
1 運営ビジョン	25 点	23
2 団体の状況	50 点	47
3 職員配置・育成	50 点	44
4 施設の管理運営	100 点	91
5 事業の企画・実施(老人福祉センターの基本的な機能について)	100 点	80
6 市・区の行事等への協力	50 点	47
7 収支計画及び指定管理料	50 点	46
8 前期指定管理業務の実績	±25 点	21
合計	425 点 (±25 点)	399

9 審査講評

(1) 指定候補者(社会福祉法人横浜市社会福祉協議会)

応募は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の1団体でしたが、第2期の安定した運営 実績と、提案内容が評価されたこと、第3期の運営も問題なしとのことから、最低基準 点を大きく上回った審査結果となりました。

現在、老人福祉センターは、団塊の世代より少し上の世代の利用が多いようですが、全体的に利用者が減っているのが残念です。そんな中で、若手高齢者をターゲットに、エアロビクスなどの健康づくり、趣味の教室や映画祭などのイベントを充実させていることが評価できます。今後は広報を工夫するなど、さらに施設の認知度を高めていただき、区民の利用を増やしていただくことを期待します。